

災害支援活動ガイドライン

令和8年5月

大阪府臨床心理士会

【1】ガイドラインの目的

本ガイドラインは、大阪が被災した時に備え、発生初期から災害支援を行えるよう、当会の組織体制、基本姿勢や支援方法を示すことを目的として作成した。災害発生時には、日本臨床心理士会、各都道府県臨床心理士会、大阪公認心理師会、大阪府内の行政機関等との連携・協力が不可欠である。本ガイドラインにより事前準備を整えることで、当会が有効な災害支援活動をスムーズに展開できるようになることが期待される。

【2】災害司令本部

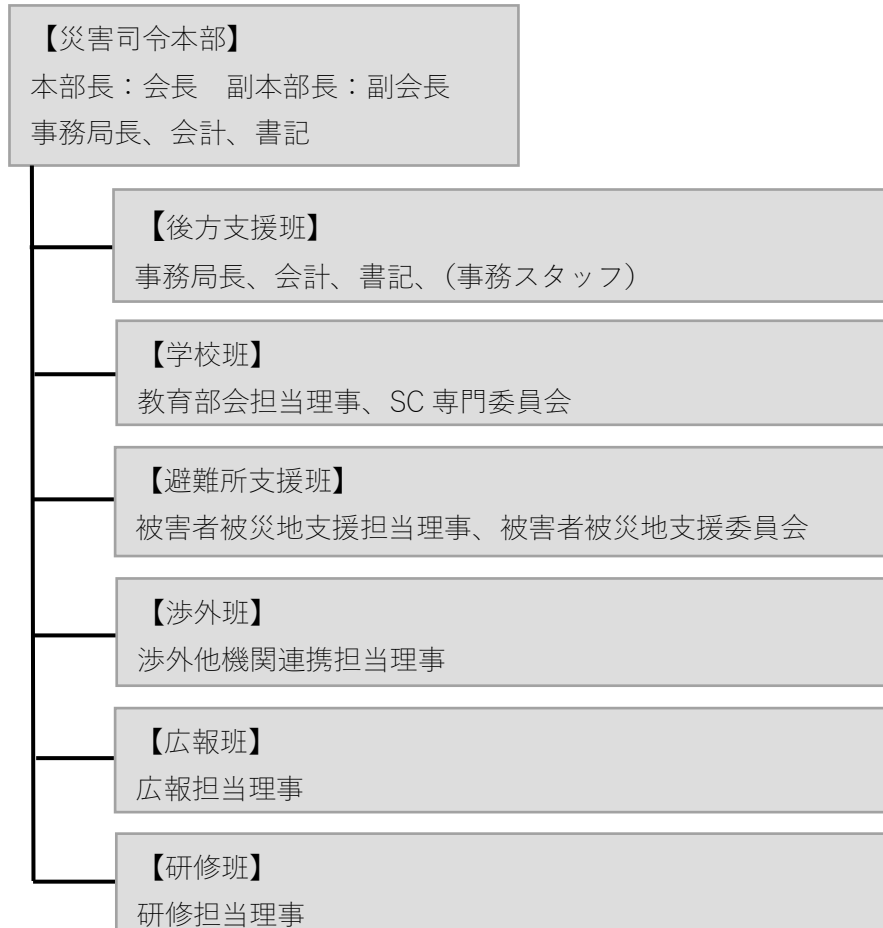
(1) 災害司令本部の設置

大阪が被災し、各種情報に基づき当会の常任理事会が必要と判断したときに、当会は大阪府臨床心理士会災害司令本部（以下「災害司令本部」という）を置く。

(2) 災害司令本部設置の目的

災害司令本部は、円滑かつ有効な支援のために、災害の発生に関する情報収集および会員への伝達・対応、公的機関や関連諸機関との連絡・情報共有、そして当会内における災害支援に関する指揮連絡等の役割を担うことを目的として設置する。

(3) 災害司令本部の構成・組織図



【3】災害発生時の支援体制、支援の流れ

(1) 初期：災害発生～災害発生2週間後まで

1. 理事の安否確認と災害対策本部の設置

①理事の安否確認：理事それぞれが LINE、Teams、Mail に自身の安否等を書き込む

②災害対策指令本部設置

本部長：会長 副本部長：副会長 3名 事務局長・会計・書記

③担当部署の設置と役割

後方支援班：事務局長、会計理事、書記理事、事務スタッフ

外部団体との連絡窓口、会員からの問い合わせへの対応

学校班：教育部会担当理事、SC 専門委員会

教育委員会等との連携および支援の計画と実施

避難所支援班：被害者被災地担当理事・被害者被災地支援委員会

支援の必要な地域（避難所）に関する情報収集と巡回の計画、
行政との調整

渉外班：渉外他機関担当理事

継続的に連携して支援を進めていく団体とのやり取り

広報班：広報担当理事

HP の情報更新やマスコミ対応

研修班：研修担当理事

発災後における研修の企画・運営

2. 災害対策会議の開催

災害司令本部が、Teams を用いた情報共有及び災害対策会議を開催する

3. 関係団体との連携

大阪府、大阪市、堺市、日本臨床心理士会、各都道府県臨床心理士会、大阪公認心理師会、その他行政機関、マスコミの対応など

4. 情報収集と当面の支援方針の決定

被害状況を踏まえ、災害対策会議で、府士会としての支援の方向性を検討し、担当部署へ指示

5. 会員との情報交換

①会員への情報提供

②会員からの情報収集

(2) 中期：災害発生後2週間～2, 3か月後まで

1. 災害対策会議の開催【災害司令本部/常任理事会/理事会】

- ①府外や個人からの支援の申し出への対応、要支援地域等活動の対応（行政機関等の要請に対応した支援者の派遣調整等）
 - * 直後から初期は府内支援を優先して活動
- ②派遣/支援可能かの判断
- ③派遣期間、支援内容の決定
- ④被害者・被災者支援員の登録者より派遣人員を調整（学校班）（避難所支援班）
- ⑤物品の整備、資金・補償等の決定（後方支援班）
- ⑥情報の保管/管理について判断
- ⑦外部からの支援受け入れの対応（渉外担当班）

2. 関係団体との連携【渉外担当班】

- ①日本臨床心理士会
- ②各都道府県臨床心理士会
- ③大阪公認心理師会
- ④行政機関との連携（応援協定）心のケアが必要な被災者に関する情報共有、対応検討
- ⑤他府県等への支援要請

3. 活動参加者との連絡協議会の開催【避難所支援班、学校班、後方支援班】

- ①活動参加者との情報交換・交流(対面もしくは、オンライン)
- ②困りごとのシェア、参加者からのアドバイス
- ③活動記録と引継ぎ(記録の形式および方法は、準備しておく)
- ④事後支援の検討

4. 会員との情報交換（当会ホームページ、各部会メーリングリストにて）【広報班】

- ①会員への情報提供・情報交換（心のケアの広報等）
- ②心理教育用資料の提供（WGで準備し、平時よりまとめておく）
- ③相談窓口の情報提供
- ④被災地域のニーズに応じたメンタルヘルスに関する普及啓発活動

5. 支援者（当会会員、医療従事者、行政職員等）支援【研修班、避難所支援班】

- ①支援者向けの研修、資料の配布
- ②支援者への面接やコンサルテーション 等
- ③当会ホームページ等を利用した情報発信

6. マスコミ対応【広報班】

- 対応の必要が出てきた時に対応

(3) 長期：災害発生後3か月後～

1. 外部支援者の撤退

- ①撤退時期の判断
- ②外部支援者撤退後の支援計画
- ③支援者同士の引継ぎ（日本臨床心理士会から地域への支援者への引継ぎ等）
- ④地域の支援者への支援

2. 当会の長期支援

- ①長期の支援体制の調整
- ②関連団体との調整・相談・リファー等
- ③必要があれば、ハイリスク者の把握、健康調査の実施
- ④当会としての活動終了目途の決定

3. 終了後の活動

- ①当会会員・関係機関への報告
- ②記録等の整理、会計等のまとめと報告
- ③振り返りと会員への周知を兼ねて研修会の実施

【4】平時の活動

(1) 被害者・被災者支援員の登録

1. 目的

当会から支援者をスムーズに派遣するために、事前に登録制を導入する。登録者には、当会から被害者・被災者支援に関する派遣の打診、被害者・被災者支援関連情報（研修情報等）の提供、災害時における情報のやりとり等を行う。

2. 対象と登録

- ①対象者は当会会員とし、指定する書式による応募とする。
- ②登録事項に変更が生じた場合や登録を辞退する者は、当会事務局を通じて被害者被災地支援担当へ申し出る。
- ③当会非会員となったときには、登録資格を喪失する。

3. 名簿の管理

- ①被害者支援リストと被災者支援リストを作成する。
- ②3年に一度更新する。

*なお、派遣にあたっては経験や研修参加の実績を考慮し、理事会もしくは災害司令本部が決定する。

(2) 研修の実施

1. 当会会員に向けた被害者支援、被災者支援に関する研修を実施する。
2. 被害者・被災者支援員に向けた研修を実施する。

(3) その他

1. 会員への情報提供として、当会ホームページに被害者被災者支援の関連情報を掲載する。
2. 記録の管理として、当会の指定する書式を用意する。
3. 関係機関一覧を作成し、3年に1度を目途に更新する。

【5】災害時に大阪府臨床心理士会と関係する可能性のある団体一覧

	団体名
1	一般社団法人 日本臨床心理士会
2	近畿ブロック臨床心理士会
3	公益社団法人 日本公認心理師協会
4	一般社団法人 大阪公認心理師会
5	大阪府・大阪府教育委員会 ※
6	大阪市・大阪市教育委員会
7	堺市・堺市教育委員会
8	大阪府こころの健康総合センター
9	大阪府災害派遣福祉チーム(DWAT)

※「大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」・
「災害時における心のケアに関する協定」を締結済

【6】おわりに

当会の被害者・被災者支援活動は、2001年（平成13年）6月8日に起きた「大阪教育大学附属池田小学校複数児童殺傷事件」での支援が端緒となっている。被災者支援としては、その後の「東日本大震災」（2011年（平成23年））、「熊本地震」（2016年（平成28年））、「広島豪雨土砂災害」（2018年（平成30年））、「能登半島地震」（2024年（令和6年））時のスクールカウンセラーの被災者支援派遣、「大阪北部地震」（2018年（平成30年））時の支援者への研修講師派遣等を行ってきた。支援者の派遣においては、人数確保が課題の一つであり、令和4年からは支援者の登録制を行った。今後も大規模災害に備え、支援者の養成が必要である。

令和8年5月 大阪府臨床心理士会

第10期 被害者被災地支援WG

第11期 大阪被害者被災地支援委員会